別紙様式第1号（第3条第1項関係）

所有者コード

R1.10

還付請求権譲渡通知書

年　月　日

（宛先）
埼玉県自動車税事務所長

譲受人　郵便番号　2 1 0 － 0 8 4 5

フリガナ　カワサキシカワサキクワタリダサンノウチョウ20－17
住　所　川崎区渡田山王町20－17
フリガナ　カブシキガイシャ　アポロオートモービル
氏　名　株式会社アポロオートモービル

電話番号　044-328-2400

私（譲渡人）は下記の過誤納還付金（還付加算金を含む）に係る還付請求権を上記譲受人に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号	種類	年度	還付の発生原因及び発生年月日
春日部　熊谷　大宮 所沢　川越　川口　越谷 かな	種別割 環境性能割	年度	1 抹消　2 二重納付　3 減免 4 その他（　　） 年　月　日

譲渡人（納税義務者）　住所

氏名　　実印

電話番号　（　　）

自税使用欄	
住所	
氏商	

切り取り線

※「種別割」は、改正前の地方税法に規定する自動車税を含みます。
※「環境性能割」は、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割をいい、改正前の地方税法に規定する自動車取得税を含みます。

○ 添付書類

1 譲渡人の「印鑑登録証明書」（原本で発行後6か月以内のもの）
2 「登録識別情報等通知書」「輸出抹消仮登録証明書」の写しなど抹消が確認できる書類（抹消の場合）
3 「戸籍謄本」「住民票」「登記事項証明書」の写しなど変更の事実が確認できる書類（譲渡人の住所・氏名に変更がある場合）

○ 提出期限（締切日必着）　＊当該期限日が休日等の場合翌開庁日

- **抹消登録日が　1日～15日まで　⇒その月の25日**
  16日～月末まで　⇒　翌月の10日
- 二重納付　⇒　2回目の納付から10日以内
- 減免・課税保留・更正請求　⇒　減免、課税保留、更正請求の申請時

○ 注意事項（必ずお読みください。）

1 この通知書を提出すると還付金、過誤納金は譲受人に還付され、納税義務者には還付されませんのでご注意ください。
2 譲渡人（納税義務者）は、個人、法人とも必ず実印（登録印）を押印してください。
3 譲渡人（納税義務者）に未納の徴収金がある場合、未納の徴収金に充当した後の残額を譲受人に還付します。
4 納税義務者（個人）死亡の場合、相続人が譲渡人となります。納税義務者の除籍と相続人の相続権が確認できる戸籍謄本（抄本）を添付してください。
5 複数の種類及び年度の税金の還付を受ける場合には、種類別かつ年度別に1通ずつ作成してください。
6 譲渡人の住所や氏名に変更がある場合には、必ず変更が確認できる書類を添付してください。「添付書類」欄参照。

提出先（郵送の場合は、直接、自動車税事務所（さいたま市大宮区下町3-8-3）あて送付してください。）

埼玉県自動車税事務所	〒330－0844	さいたま市大宮区下町3-8-3	TEL 048(658)0225
大宮支所	〒331－8580	さいたま市西区中釘2152	TEL 048(623)0600
熊谷支所	〒360－0844	熊谷市御稜威ヶ原701－5	TEL 048(532)8011
所沢支所	〒359－0026	所沢市牛沼690－1	TEL 04(2998)1321
春日部支所	〒344－0042	春日部市増戸752－5	TEL 048(763)4111